東浦町学校経営会議設置要綱

（設置）

第１条　東浦町内の小中学校の現在及び将来における課題など、学校経営に関する施策案の選択の的確性、改善の可能性等について協議し、より良い選択をし、より良い成果を目指すため、東浦町学校経営会議（以下「経営会議」という。）を設置する。

（構成員）

第２条　経営会議は、教育長、各学校長、及び教育部長で構成する。

（所掌事務）

第３条　経営会議は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）教育方針に関すること。

（２）教育計画に関すること。

（３）重要施策に関すること。

（４）学校施設の運営管理に関すること

（５）その他教育長が必要とする事項に関すること。

（会長）

第４条　経営会議に会長を置く。

２　会長は、教育長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　経営会議は、毎月１回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、会議を中止し、若しくは臨時に開催することができる。

（庶務）

第６条　経営会議の庶務は、東浦町教育委員会教育部学校教育課において行う。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、経営会議に必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成１９年１０月１日から施行する。